

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

Point

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

※棚倉町に本籍がある方には、7月中に
フリガナの通知を発送します。



通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます

2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】
フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツヌ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE